給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号

沖縄県うるま市与那城屋慶名1504番地９

再生債務者　山城千恵光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月10日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（再ロ）第６９号

大阪府東大阪市菱屋東１丁目６番14号

再生債務者　土井　泰裕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月10日　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第２号

滋賀県彦根市高宮町1356番地５　105号

再生債務者　中川　毅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月11日　大津地方裁判所彦根支部

日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

平成 25 年３月 29 日　日本郵政共済組合代表者　坂　篤郎

第17条第３号から第６号までを次のように改める。

⑶　出産費附加金

⑷　家族出産費附加金

⑸及び⑹　削除

第17条第８号から第10号までを削る。

第18条第１号中「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条２号中「当該」を「これらの規定により支給される」「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

第20条から第23条までを次のように改める。

（出産費附加金）

第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。

（家族出産費附加金）

第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。

第22条及び第23条　削除

第24条ただし書中「喪失したとき」の下に「、又は傷病手当金附加金支給開始後６月を経過したときのいずれかに該当することになったとき」を加える。

第25条から第27条までを次のように改める。

第25条から第27条まで　削除

第31条第１項の表中「$\frac{38.30}{1,000}$」を「$\frac{47.80}{1,000}$」に、「$\frac{5.83}{1,000}$」を「$\frac{6.46}{1,000}$」に、「$\frac{76.60}{1,000}$」を「$\frac{95.60}{1,000}$」に、「$\frac{11.66}{1,000}$」を「$\frac{12.92}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{38.30}{1,000}$」を「$\frac{47.80}{1,000}$」に、「$\frac{5.83}{1,000}$」を「$\frac{6.46}{1,000}$」に改める。

附則第２条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。

2　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第２条の規定による一部負担金返戻金の支給については、なお従前の例による。

3　変更後の第18条第１号及び附則第２条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

4　変更後の第18条第２号及び附則第２条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

5　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

6　変更後の第24条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。ただし、休業開始日が平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間にある場合における変更後の第24条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条中「６月」とあるのは、「12月」とする。

7　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

10　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。